○農林水産省告示第　　号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条の二第一項及び第三十六条第一項第一号並びに平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の規定に基づき、昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年　　月　　日

農林水産大臣　小泉進次郎

昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号等の一部を改正する告示

（昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号の一部改正）

第一条　昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を加える。

改正後

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表（以下「表」という。）の農林水産大臣が指定する施設は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げる施設とする。

物	施設
（略）	（略）
三　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	（略）
四　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目	（略）

改正前

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表（以下「表」という。）の農林水産大臣が指定する施設は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げる施設とする。

物	施設
（略）	（略）
三　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	（略）
四　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の液	（略）

付きの鳥類の液卵から卵殻をいう。）を取り除いたもの	
（略）	（略）

卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）	
（略）	（略）

（昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号の一部改正）

第二条　昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の農林水産大臣の定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の農林水産大臣の定める基準は、輸出国の政府機関が指定する施設の基準にあつては一のとおりとし、加熱処理の基準にあつては二のとおりとし、熟成処理の基準にあつては三のとおりとし、豚肉を原料とするハムの処理及び保管の基準にあつては四のとおりとし、穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草（以下「わら及び乾草」という。）の消毒の基準にあつては五のとおりとする。

一　（略）

二　加熱処理の基準

加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物	加熱処理の基準
（略）	（略）
三　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの	（略）

改正前

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の定める基準は、輸出国の政府機関が指定する施設の基準にあつては一のとおりとし、加熱処理の基準にあつては二のとおりとし、熟成処理の基準にあつては三のとおりとし、豚肉を原料とするハムの処理及び保管の基準にあつては四のとおりとし、穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草（以下「わら及び乾草」という。）の消毒の基準にあつては五のとおりとする。

一　（略）

二　加熱処理の基準

加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物	加熱処理の基準
（略）	（略）
三　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器	（略）

肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	四　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）	三～五　（略）
（略）	（略）	

を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	四　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）	三～五　（略）
（略）	（略）	

（平成二十三年農林水産省告示第千八百六十五号の一部改正）

第三条　平成二十三年農林水産省告示第千八百六十五号（家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体並びに家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

一　家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

家畜の種類	症状	備考（対象とする家畜伝染病）
（略）	（略）	（略）
鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	（略）	（略）
（注）　（略）		

二・三　（略）

改正前

一　家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

家畜の種類	症状	備考（対象とする家畜伝染病）
（略）	（略）	（略）
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	（略）	（略）
（注）　（略）		

二・三　（略）

（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の一部改正）

第四条　平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後

家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（第三欄に定める物を除く。）とする。

第一欄	第二欄	第三欄
（略）	（略）	（略）
鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（第三欄に定める物を除く。）とする。

第一欄	第二欄	第三欄
（略）	（略）	（略）
鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和七年十月一日から施行する。